



114  
A 4078



日本政府とイ・エーヂ・エムガールとの間に  
調停し多岐の交渉を別荘に於て  
日本政府を脱却せしめてイ・エーヂ・エムガールと

大正十一年四月  
大隈侯爵邸寄附

1044





カールの此等逸話は其の在りし所を以て  
日人の充方の主眼である。其政府の用する  
流刑は其の故を以て日人の難報に日本  
政府より採らるる。其外は其の日本  
政府より日本政府に採らるる。其  
採らるる。其日本政府に採らるる。其  
採らるる。其日本政府に採らるる。其  
採らるる。其日本政府に採らるる。其

日本政府より日本政府に採らるる。其  
採らるる。其日本政府に採らるる。其  
採らるる。其日本政府に採らるる。其  
採らるる。其日本政府に採らるる。其  
採らるる。其日本政府に採らるる。其

